

# 「警部補の職制運用要綱」の制定について

(平成21年3月19日岩警第290号警察本部長)

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

「警部補の職制に係る課長代理制等の試行運用について」(平成20年3月7日付け岩警第320号)に基づき、課長代理制等の試行運用を実施していたが、平成21年3月30日から本格実施することとして、みだしの要綱を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、「警部補等の職制運用要綱の制定について」(平成19年3月30日付け岩警第467号)は、廃止する。

別添

## 警部補の職制運用要綱

### 第1 目的

この要綱は、組織の中核たる警部補の意識改革及びレベルアップを図り、もって真に機能する組織体制を確立することを目的とする。

### 第2 職の指定等

#### 1 課長代理の指定及び解除

- (1) 署長は、別に定める配置基準に基づき、署に配置された警部補の中から課長代理としての適任者を選考し、課長代理選考上申書(様式)により、警務部警務課長を経て、本部長に上申するものとする。
- (2) 上申は毎年度、年度末定期人事異動後速やかに、署内のすべての課長代理について行うものとする。
- (3) 本部長は、上申の内容を審査した後、課長代理の指定をしたときは指定書を交付するものとする。
- (4) 課長代理は、原則として署地域課及び同一係内に複数の警部補が配置されている係において指定するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、警部補の配置が単独である係であっても指定することができるものとする。
- (5) 課長代理の指定を受けた者が、人事異動(所属内異動を含む。)により、他の所属、署内の他の係等に配置換えとなった場合は、当該指定を解除されたものとする。
- (6) 課長代理の指定は、(5)の場合を除き、原則として同一係内での指定換えは行わないものとする。ただし、やむを得ず指定換えを行う必要がある場合は、署長は、警務部警務課長と協議することができるものとする。

#### 2 統括責任者の指定及び解除

- (1) 統括責任者は、地域警察運営規程(平成5年岩手県警察本部訓令第9号)第35条第2項の規定に基づき、署長が指定するものとする。
- (2) 統括責任者の指定を受けた者が、人事異動(所属内異動を含む。)により、他の所属、署内の他の係等に配置換えとなった場合は、当該指定を解除されたものとする。

#### 3 統括班長の指定及び解除

- (1) 統括班長は、所属長が指定するものとする。
- (2) 統括班長の指定の解除は、統括責任者の指定の解除と同様とする。

#### 4 所属内配置簿への記載

所属長は、課長代理の指定を受けたとき並びに統括責任者及び統括班長(以下「統括責任者等」という。)を指定したときは、所属内配置簿(岩手県警察組織規程(昭和49年岩手県警察本部訓令第3号)第18条に定めるものをいう。)に職の記載をするものとする。

### 第3 課長代理及び統括責任者等の指定基準

#### 1 課長代理

管理、指揮能力に優れ、担当係について課長を補佐する者としてふさわしい警部補

#### 2 統括責任者等

管理、指揮能力に優れ、統合運用区又は班の業務を統括するにふさわしい警部補

### 第4 課長代理及び統括責任者等の権限の範囲

1 課長代理（署地域課の課長代理を除く。）及び統括班長には、担当係又は班内の他の警部補等（警部補以下の警察官及び同相当職以下の一般職員をいう。以下同じ。）に対する指揮命令権を付与するものとし、他の係又は班の警部補等に対する指揮命令権は及ばないものとする。

2 署地域課の課長代理には、統括責任者を含む課内の警部補等に対する指揮命令権を付与するものとし、他の課の警部補等に対する指揮命令権は及ばないものとする。

3 統括責任者には、統合運用区内の警部補等に対する指揮命令権を付与するものとする。

4 課長代理及び統括責任者等には、警察業務の円滑な遂行のため、それぞれ警部補等に対する指揮命令権を付与するものとするが、警部補及び同相当職の一般職員に対する身上監督権は付与しないものとする。

### 第5 運用上の留意事項

#### 1 課長代理及び統括責任者等の適正な選考

課長代理及び統括責任者等の選考にあっては、単に年功序列による選考を行うことなく、真に機能する組織体制を構築するため、当該職にふさわしい警部補を選考すること。

#### 2 課長代理及び統括班長の決裁（承認）

課長代理（署地域課の課長代理を除く。）及び統括班長は、担当係又は班内の警部補等に対する指揮命令権を有することから、原則として、担当係又は班内の警部補等に対する事務上の決裁（承認）権を有するものである。ただし、全ての事務上の決裁（承認）を受けることが過重負担となる場合は、署長、課長の権限で省略することができる。

様式

第 号  
年 月 日

岩手県警察本部長 殿

所属長

課長代理選考上申書

課長代理名 ( 担当)	氏 名	年 齢	現階級昇任年月日	推 薦 理 由	備 考
			現所属配置年月日		
			現係配置年月日		

年齢は、年度末定期人事異動発令日現在とする。